

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等） 交付マニュアル

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）交付マニュアルには、申請要件や注意事項等が記載されています。必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

1 受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月6日（金）まで

2 受付方法

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送あるいは電子メールで提出してください。

申請書類が届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

【郵送で提出する場合】

（宛先）〒910-8799 福井中央郵便局留め

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）申請事務局 宛て

※令和8年3月6日（金）の消印有効です。

令和8年3月7日（土）以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

※簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。

【電子メールで提出する場合】

（宛先）fukuibukka2025@hfsec.jp

※令和8年3月6日（金）までのメール受信が有効です。

令和8年3月7日（土）以降のメール受信は無効となりますのでご注意ください。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）コールセンター

（電話）050-8890-6050

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土、日および祝日は除きます。）

4 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- (1) 「福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）」のホームページからダウンロード
(URL) <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/iryoujouhou/bukkakoutou2.html>
- (2) 福井県健康福祉部健康医療局地域医療課、医薬食品・衛生課の窓口

5 福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の給付にかかる通知等

申請書類の審査の結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）を給付する旨を決定したときは、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）を給付することで通知に代えますので、必ず福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。
なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名　：ブツカコウトウタイサクシエンキンコウフジギヨウ

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。

申請書類の審査の結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6 福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）給付額

給付額の概要は別添のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

7 申請要件

福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の申請要件は、別添のとおりです。

8 申請手続き等

(1) 申請書類

- ・様式第1号で定める申請書類および必要書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の給付までに時間を要することもあります。
なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

(2) 福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の給付の決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）を給付します。
- ・給付額は「6 福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）給付額」のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9 不正受給

(1) 不正受給について

- ・福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・不正受給と判断された場合、受給済の福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）と同額を返還請求します。

(2) 不正受給の例

- ・「7 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ・事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ・事業を実施していないにもかかわらず申請する。
- ・福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ・福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、支援金受給時には同意していた支援金申請受付マニュアルの内容について異議を申し立てる。
- ・福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10 その他

- ・不正受給や、申請内容に不正の疑いがある場合は、警察当局等に情報提供を行います。
- ・福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）申請事務局の運営については、県が事業者に委託し実施しています。福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託事業者から行いますのでご了承ください。
- ・福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づく延滞金を支払うことになります。
- ・申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）申請事務局（電話番号050-8890-6050）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出ていただきますようお願いします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、福井県物価高騰対策支援金（医療機関等）の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、福井県物価高騰対策支援金

（医療機関等）を給付しない旨を決定する場合もありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。

- ・行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。